

四日市市告示第52号

児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第24条の3第2項及び四日市市児童福祉法施行細則（平成15年四日市市規則第17号、以下「細則」という。）第23条第2項の規定による廃止の届出がされたので、法第24条の3第2項及び細則第24条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年2月17日

四日市市長 森 智広

- 1 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社家楽
三重県四日市市室山町59番地
- 2 指定等に係る指定障害児相談支援事業所の名称及び所在地
マーベラス相談支援事業所
三重県四日市市室山町225番地1
- 3 廃止年月日
令和7年2月28日
- 4 事業の主たる対象者
特定なし
- 5 事業所番号
2470200698

（こども未来部 こども発達支援課）